



令和 3 年度

募 集 要 領

研究者育成支援研究奨励事業
(創薬関連分野)

令和 2 年 1 2 月

国立研究開発法人 日本医療研究開発機構

創薬事業部 医薬品研究開発課

目次

第 1 章 はじめに	3
1.1 事業の概要	3
1.1.1 事業の背景	3
1.1.2 事業の目的	3
1.2 事業の構成	3
1.2.1 運営体制	3
第 2 章 応募に関する諸条件等	4
2.1 応募資格者	4
2.2 応募に当たっての留意事項	5
2.2.1 助成金交付について	5
2.2.2 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）について	5
2.2.3 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）	5
第 3 章 募集課題	7
3.1 事業費の規模・実施予定期間・採択課題予定数等について	7
3.2 募集課題の概要について	8
3.2.1 募集事業名	8
3.2.2 目標と求められる成果	8
3.2.3 事業費の規模等	8
3.2.4 応募条件	8
3.2.5 留意事項	8
3.2.6 本募集に関する提出書類一覧	9
第 4 章 スケジュール・審査方法等	10
4.1 募集期間・選考スケジュール	10
4.2 提案書類の審査方法	11
4.2.1 審査方法	11
4.2.2 審査項目と観点	12
4.3 AMED における課題評価の充実	13
第 5 章 提案書等の作成・提出方法	14
5.1 提案書類の作成	14
5.1.1 応募に必要な提案書類	14
5.1.2 提案書類様式の入手方法	14
5.1.3 提案書類の様式及び作成上の注意	14
5.2 提案書類の提出方法	15
5.2.1 e-Rad での提出状況の確認	15
5.2.2 e-Rad の使用に当たっての留意事項	15
5.2.3 e-Rad の操作方法に関する問合せ先	16
5.3 研究費及び研究奨励金の不合理な重複及び過度の集中の排除	16
5.3.1 不合理な重複に対する措置	16
5.3.2 不合理な重複・過度の集中排除のための、応募内容に関する情報提供	17
5.3.3 他府省を含む他の研究費及び研究奨励金の応募・受入状況	17
第 6 章 情報の取扱い	18
6.1 提案書類等に含まれる情報の取扱い	18

6.1.1 情報の利用目的	18
6.1.2 必要な情報公開・情報提供等	18
第 7 章 採択後交付決定までの留意点	19
7.1 採択の取消し等について	19
7.2 調査対象者・不正行為認定を受けた研究者の表明保証について	19
7.3 助成金交付の準備について	19
第 8 章 助成金交付の決定等	21
8.1 助成金交付の決定	21
8.1.1 助成金交付の条件等	21
8.1.2 助成金に関する事務処理	21
8.1.3 年度末までの助成事業期間の確保について	21
8.1.4 助成対象経費の額の確定等について	21
8.2 助成金の範囲及び支払い等	21
8.2.1 助成金の範囲	21
8.2.2 助成対象経費の計上	22
8.2.3 助成対象経費の支払い	22
8.2.4 事業期間の延長	22
第 9 章 採択課題の進捗管理	23
9.1 課題の進捗管理	23
9.2 中間評価・事後評価及び終了時の対応等について	23
9.3 成果報告会等での発表	23
第 10 章 研究開発成果の取扱い	24
10.1 助成事業成果報告書の提出と公表	24
10.2 医療研究者向け知的財産教材	24
第 11 章 本事業を実施する研究機関・研究者の責務等	25
11.1 法令の遵守	25
11.2 助成金の執行についての管理責任	25
11.3 研究倫理教育プログラムの履修・修了	25
11.3.1 履修対象者・履修プログラム・教材について	26
11.3.2 履修時期について	26
11.3.3 研究機関等の役割・履修情報の報告について	26
11.4 義務・遵守事項への違反の疑いがある場合の報告	26
11.4.1 採択された研究者の義務・遵守事項への違反の疑いがある場合の報告	26
11.4.2 採択された研究者の義務・遵守事項等への違反が認められた場合について	27
11.5 採択された研究者の義務・遵守事項等	27
11.6 その他	28
11.6.1 採択後の応募資格の変更について	28
11.6.2 渡航に当たっての留意事項	28
11.6.3 その他の留意事項	28
第 12 章 不正行為・不正使用・不正受給への対応	29
12.1 他の競争的資金制度等で不正行為・不正使用・不正受給が認められた場合について	29
12.1.1 他の競争的資金制度等で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する制限	29
12.1.2 他の競争的資金制度等で不正行為等を行った疑いがある場合について	29
第 13 章 お問合せ先	30

第 1 章 はじめに

本募集要領は、国立研究開発法人日本医療研究開発機構（以下「AMED」という。）が実施する「研究者育成支援研究奨励事業（創薬関連分野）」募集課題にかかる条件や募集内容を記載したものです。

1.1 事業の概要

1.1.1 事業の背景

我が国の医療分野の研究開発の底上げの観点から、若手研究者の育成は重要な課題とされており、若手研究者の育成・海外研鑽を積む機会の拡充が求められているところです。

AMED では、それら政府方針を受け、アカデミア・企業の双方からのニーズの高い創薬関連分野での取り組みを進めるため、寄附金を基に、当該分野における若手研究者を対象とした研究者育成支援研究奨励事業研究奨励金制度（スカラーシップ）を創設することと致しました。

1.1.2 事業の目的

我が国における創薬関連研究の将来を担う、有能で国際的な視野に富む研究者を育成するため、優れた若手研究者が長期的に国内外の研究機関等にて研究に専念できるよう、当該研究者の所属機関を通じて個人への奨励金支給により支援します。

本事業による研究奨励金は、若手研究者が国内外での先進的な研究に専念できる環境を整えるための経費を複数年にわたり支援するものであり、本事業は、いわゆる研究費を助成するための研究事業ではありません。

また、本事業では、AMED の「基礎研究から実用化まで一貫した支援」というミッションを踏まえ、基礎のみならず、臨床等を担い将来的な実用化を志向する若手研究者までを支援対象とします。さらに、現状の研究環境が充足されていない若手研究者を積極的に支援し、日本の創薬関連研究者の裾野拡大にも活用いたします。

本事業を通じて、創薬関連分野における若手研究者が幅広く育成され、将来的に我が国における創薬研究の中枢で活躍できる人材を多数輩出することを目指します。

1.2 事業の構成

1.2.1 運営体制

AMED は、実施機関を通じ、本事業による支給対象となった若手研究者より報告を受けることで進捗状況を把握し、必要に応じて若手研究者からの相談に対応するなど、本事業を円滑に運営するとともに若手研究者が派遣先研究機関にて研究活動に専念できるよう支援します。

第 2 章 応募に関する諸条件等

2.1 応募資格者

本事業の応募資格者は、以下（１）～（５）の要件を満たす国内の研究機関等に所属し、かつ、主たる研究場所^{※１}としている若手研究者^{※２}（学位取得済みの者）または所属する予定の者^{※３}（学位取得見込みの者）とします。

なお、特定の研究機関等に所属していない、もしくは日本国外の研究機関等に所属している研究者にあっては、本事業において支給対象者として採択された場合、交付決定日又は AMED の指定する日までに、日本国内の研究機関に所属することが可能な研究者も応募できます。ただし、交付決定日又は AMED の指定する日までに、上記条件を備えていない場合、原則として、採択は取消しとなります。

（１）以下の（Ａ）から（Ｆ）までに掲げる研究機関等に所属していること。

- （Ａ）国の施設等機関^{※４}（申請者が教育職、研究職、医療職^{※５}、福祉職^{※５}又は任期付研究員である場合に限る。）
- （Ｂ）公設試験研究機関^{※６}
- （Ｃ）学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に基づく大学及び同附属試験研究機関等（大学共同利用機関法人も含む。）
- （Ｄ）研究を主な事業目的としている特例民法法人並びに一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人及び公益財団法人（以下「特例民法法人等」という。）
- （Ｅ）研究を主な事業目的とする独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号、平成 26 年 6 月 13 日一部改正）第 2 条に規定する独立行政法人及び地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条に規定する地方独立行政法人
- （Ｆ）その他 AMED 理事長が適当と認めるもの

※ 1 所属する研究機関等と主たる研究場所が異なる場合は、別途ご相談ください。

※ 2 本事業で対象とする若手研究者の定義は、以下の条件を満たす者となります。

令和 3 年 4 月 1 日時点において、年齢が、男性の場合は満 40 歳未満の者（昭和 56 年 4 月 2 日以降に生まれた者）、女性の場合は満 43 歳未満の者（昭和 53 年 4 月 2 日以降に生まれた者）、又は博士号取得後 10 年未満の者。ただし、産前・産後休業又は育児休業をとった者は、満 40 歳未満又は満 43 歳未満の制限に、その日数を加算することができる。

※ 3 派遣開始時点において、※ 2 に示す本事業で対象とする若手研究者の条件を満たす必要があります。

※ 4 内閣府に置かれる試験研究機関や国家行政組織法第 3 条第 2 項に規定される行政機関に置かれる試験研究機関、検査検定機関、文教研修施設、医療更生施設、矯正収容施設及び作業施設をいいます。

※ 5 病院又は研究を行う機関に所属する者に限ります。

※ 6 地方公共団体の附属試験研究機関等

（２）申請時において、日本国籍を持つ者、又は永住を許可されている外国人であること。

（３）令和 3 年 4 月 1 日時点において、任期の定めのない常勤研究職の職歴が過去通算して 5 年未満の者であること。

（４）派遣開始日までに学位取得見込みの者であること。

(5) その他に以下の点にも留意すること。

- ・本事業に採択されたことのある者は申請できません。
- ・(A) から (F) までに掲げる研究機関等に所属する予定の者からの申請については、申請にあたり所属予定機関からの機関承認が得られる場合に限り可能となります。
- ・派遣期間中に特定の研究課題を遂行するための競争的資金等により雇用されている者は、支給の対象とはなりません。
- ・採択された場合は、速やかに①②の書類を提出してください。
 - ①学位取得証明書等（学位授与機関が証明した文書であること。学位記のコピー等は不可）
※取得見込の者は取得でき次第提出すること。
 - ②日本への永住を許可されていることを証明する書類（外国人のみ）
- ・研究活動における不正行為、不正受給、研究費の不正使用を行ったとして研究機関等による認定を受けた者は申請できません。または、現在、研究活動における不正行為、不正受給、研究費の不正使用に係る調査の対象となっている者は申請できません。
- ・その他、公序良俗に反する行為を行っていた者は申請できません。

2.2 応募に当たっての留意事項

2.2.1 助成金交付について

採択された助成事業課題については、その実施に当たり、助成事業課題を実施する機関の長に対し AMED 理事長から助成金交付決定を行うことを原則とします。なお、詳細は第 8 章を参照してください。

2.2.2 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）について

府省共通研究開発管理システム（以下「e-Rad」※という。）は、各府省が所管する公募型研究資金制度の管理に係る一連のプロセス（応募受付→採択→採択課題の管理→研究成果・会計実績の登録受付等）をオンライン化する府省横断的なシステムです。応募に当たっては、事業の概要等の記載内容をよく確認した上で、提案書類に記載してください。詳細は、第 5 章を参照してください。

※「e-Rad」とは、府省共通研究開発管理システムの略称で、Research and Development（科学技術のための研究開発）の頭文字に、Electronic（電子）の頭文字を冠したものです。

2.2.3 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）

研究機関では多くの最先端技術が研究されており、特に大学では国際化によって留学生や外国人研究者が増加する等により、先端技術や研究用資材・機材等が流出し、大量破壊兵器等の開発・製造等に悪用される危険性が高まっています。そのため、研究機関が当該委託研究開発を含む各種研究活動を行うに当たっては、軍事的に転用されるおそれのある研究成果等が、大量破壊兵器の開発者やテロリスト集団等、懸念活動を行うおそれのある者に渡らないよう、研究機関による組織的な対応が求められます。

日本では、外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）（以下「外為法」という。）に基づき輸出規制※が行われています。したがって、外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。外為法をはじめ、国が定める法令・指針・通達等を遵守してください。関係法令・指針等に違反し、研究開発を実施し

た場合には、法令上の処分・罰則に加えて、研究奨励金の配分の停止や、研究奨励金の配分決定を取り消すことがあります。

※ 現在、我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に炭素繊維や数値制御工作機械等、ある一定以上のスペック・機能を持つ貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度（リスト規制）とリスト規制に該当しない貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合で、一定の要件（用途要件・需要者要件又はインフォーム要件）を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度（キャッチオール規制）があります。

物の輸出だけではなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を外国の者（非居住者）に提供する場合等や、外国において提供する場合には、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品等の技術情報を、紙・メール・CD・DVD・USB メモリ等の記憶媒体で提供する事はもちろんのこと、技術指導や技能訓練等を通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援等も含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも、外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。

経済産業省等のウェブサイトで、安全保障貿易管理の詳細が公開されています。詳しくは、以下を参照してください。

○経済産業省：安全保障貿易管理（全般）

<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/>

○経済産業省：安全保障貿易ハンドブック

<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/seminer/shiryō/handbook.pdf>

○一般財団法人安全保障貿易情報センター

<https://www.cistec.or.jp/>

○安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）

https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf

第3章 募集課題

本事業の対象となる募集課題は以下のとおりです。本事業全体の概要等については第1章を、募集・選考の実施方法については第4章を、それぞれ参照してください。

3.1 事業費の規模・実施予定期間・採択課題予定数等について

#	募集プログラム	事業費の規模 (一般管理費を含まず)	実施 予定期間	新規採択課題 予定数
1	研究者育成支援研究奨励事業 (創薬関連分野) 【一般枠】 【エンカレッジ枠】※2	研究奨励金として 1課題当たり年間 7,000千円程度以下(直接 経費の総額)※1	令和3年度～ 令和5年度 (派遣期間として) 最長3年	0～10課題程度

※1 この他に一般管理費(直接経費総額の10%以内)を計上することができます。

※2 【エンカレッジ枠】への応募は、下記要件を満たす場合のみ可とします。【エンカレッジ枠】へ応募された課題については、課題評価委員会の評価結果に基づき、5課題までは優先的に採択することとします。

(要件)

申請者又は申請者が所属している組織*が獲得している2019年度2020年度におけるAMED研究開発費(直接経費)の合計額が500万円以下であること。

* 組織とは、申請者が所属する機関ではなく、申請者が日常的に指導を受ける研究者(教授、准教授、グループリーダー等)をリーダーとして構成される研究室単位(大学の場合は「大学設置基準」(昭和31年文部省令第28号)における研究室)を指します。

(注1) 事業費の規模等はおおよその目安となります。

(注2) 事業費の規模及び新規採択課題予定数等は、変動することがあります。

(注3) 実施予定期間は、採択者の派遣期間(開始～終了)によっては終了時点が令和6年度に跨ぐ場合があります。実施期間全体の直接経費の総額として21,000千円(単年度の直接経費上限は7,000千円)を下回るように計上してください。なお、実施予定期間を4年度間(派遣期間を3年間)とした場合、1年目と4年目の事業費(直接経費)は合計して7,000千円を下回るように計上してください。

(注4) 複数の研究奨励事業への応募は認められますが、研究奨励金の不合理な重複に該当しないことを確認するため、同時に応募した研究奨励事業の情報を申請書の該当欄へ必ず記載してください。また、応募中の課題が採択された場合は、速やかにAMEDの本事業担当課に報告してください。

(注5) 研究奨励金は、派遣先での現地滞在費、活動費、航空賃、渡航に係る経費として、所属機関の規定等に則り、支給額上限の範囲内で採択者に支給されます。(研究開発費は支給されません)

(注6) 派遣先機関は創薬関連分野において相当の研究実績を有するなど優れた大学等研究機関とします。なお、我が国の大学等学術研究機関が海外に設置する研究所等及び営利を目的とした民間研究所等は派遣先機関としては認められません。

(注7) 研究奨励金は、申請者が所属する機関へ助成金として交付いたします。交付手順等については、採択決定後にAMEDより示される取扱要領等に従ってください。

(注 8) 為替レートの変更により生じる不利益等は、AMED では一切関知しません。

(注 9) 本事業以外から派遣先への航空賃等が支給される場合は、本事業からは支給できません。

(注 10) 派遣期間を短縮した場合は、短縮した期間の研究奨励金は支給できません。

(注 11) 派遣期間中の一時帰国に係る経費（航空賃、交通費等）や一時帰国期間中の滞在費、活動費は支給できません。また、他制度からの研究奨励金や日当を受給することはできません。

(注 12) 学会や研究機関等から旅費が支給される場合は、当該学会や研究機関等からは旅費のうち交通費及び宿泊費に相当する費用等実費分を受給することは可能です。ただし、当該学会や研究機関等から支給される旅費のうち日当については受給することはできません。

(注 13) 渡航費、交通費等として支給できるのは、派遣開始時の派遣先への渡航費及び派遣終了日の派遣先からの帰国時の渡航費のみとなります。

(注 14) 派遣開始時に既に派遣先へ渡航済の場合は、往路航空賃は支給できません。また、派遣終了日に日本へ帰国しない場合は、復路航空賃は支給できません。

(注 15) 研究奨励金以外の手当等は支給できません。

3.2 募集課題の概要について

3.2.1 募集事業名

研究者育成支援研究奨励事業（創薬関連分野）

3.2.2 目標と求められる成果

創薬関連分野における若手研究者が、本事業を活用し、国内外の優れた大学研究機関等において研究活動を実施することにより、新たな研究開発課題に挑戦することや以前から行っている研究を大きく発展させることに関する経験を通じて、我が国における創薬研究の裾野を広げ、将来の中核を担う人材として活躍することが期待されています。

3.2.3 事業費の規模等

「第 3 章 3.1 事業費の規模・実施予定期間・採択課題予定数等について」を参照してください。

3.2.4 応募条件

採択に当たっては、次の（a）～（b）のすべてを満たすことを必須とします。

（a）「第 2 章 2.1 応募資格者」に記載の要件をすべて満たしていること。

（b）派遣先機関での研究に係る経費は別途調達できる目処が付いており、研究の実施自体に支障がないこと。

3.2.5 留意事項

- ・本事業への申請は 1 人 1 件とします。なお、2 件以上申請した場合、全ての申請が無効となります。
- ・申請者又は申請者が所属している組織による AMED 研究開発費の獲得状況については、審査の際の重要な情報となり得るので詳細かつ正確に記載してください。（申請書の記載事項に重大な虚偽が発見された場合は、採択の取り消し、交付決定の解除、交付済の経費の返還要求を行うことがありますので、情報は正確に洩れなく記載してください。）
- ・研究上の不正行為を未然に防止するため、研究倫理教育教材の履修等が義務づけられています。採択者は、原則、派遣先機関への出発前に履修してください。

- ・採択決定後の派遣開始期限・派遣期間の短縮や延長・派遣期間中の一時帰国等については、新型コロナウイルスによる感染状況等を踏まえ、できる限り柔軟に対応いたします。

3.2.6 本募集に関する提出書類一覧

- ① （様式 1）申請書
- ② （様式 2）推薦書
- ③ （様式 3）受入意思確認書

第 4 章 スケジュール・審査方法等

4.1 募集期間・選考スケジュール

本事業における提案書類の受付期間・選考スケジュールは、募集開始時点で以下のとおり予定しています。

提案書類の受付期間・選考スケジュール（なお、注 1～注 12 に留意してください。）	
提案書類受付期間	令和 2 年 12 月 11 日（金）～令和 3 年 3 月 11 日（木）【正午】（必着厳守）
書面審査	令和 3 年 3 月中旬～令和 3 年 4 月中旬（予定）
面接審査（ヒアリング審査）	令和 3 年 4 月中旬～下旬（予定） ※必要に応じて実施いたします。 ※開催日程が決定次第 AMED ウェブサイトで告知します。
採択可否の通知	令和 3 年 5 月上旬～令和 3 年 5 月中旬（予定）
派遣開始日（採択者への支給開始日）	令和 3 年 5 月下旬以降（予定） （採択通知日から 1 年間を派遣開始予定期間とします。）

（注 1）全ての提案書類について、期限を過ぎた場合には一切受理できませんので注意してください。

（注 2）提出書類に不備がある場合は、不受理となる場合があります。

（注 3）提案書類受付期間終了後、申請者に対して、AMED が電子メールや電話等事務的な確認を行う場合があります。当該確認に対しては、AMED が指定する方法で速やかに回答してください（回答が得られない場合は当該提案が審査対象から除外されることがあります）。

（注 4）面接審査（ヒアリング審査）は Web 等による実施の場合があります。

（注 5）面接審査（ヒアリング審査）を実施する対象課題の申請者に対しては、原則として面接審査（ヒアリング審査）の 1 週間前までに電子メールにてご連絡します（面接審査（ヒアリング審査）の対象外の場合や、面接審査（ヒアリング審査）自体が実施されない場合には連絡しませんので、採択可否の通知までお待ちください）。面接審査（ヒアリング審査）の実施や日程に関する情報更新がある場合は、第 5 章に記載の AMED ウェブサイトの公募情報に掲載しますので、併せてご参照ください。面接審査（ヒアリング審査）の対象か否かに関する個別回答はしかねます。

（注 6）申請者に対して、書面審査の過程で生じた照会事項を電子メールで送付する場合があります。当該照会事項に対する回答は、照会時に AMED が指定する期日までに AMED が指定する方法で速やかに回答してください。

（注 7）面接審査（ヒアリング審査）の対象者は申請者としてします。面接審査（ヒアリング審査）の日程は変更できません。

（注 8）面接審査（ヒアリング審査）終了後、必要に応じて、申請者に対して事務的な確認を行う場合があります。当該確認に対しては、AMED が指定する方法で速やかに回答してください。

（注 9）感染症の流行や災害等による社会的混乱等の不測の事態のため、面接審査（ヒアリング審査）の方法を変更したり、中止にする場合があります。また、面接審査（ヒアリング審査）が中止の場合は、書面審査期間を延長する場合があります。

(注 1 0) 採択候補となった課題の申請者に対しては、審査結果等を踏まえた目標や実施計画、実施体制等の修正を求めることや、事業費合計額の変更を伴う採択条件を付すことがあります。これらの場合においては、計画の妥当性について、再度検討を行う可能性があります。

(注 1 1) 「派遣開始日(採択者への支給開始日)」は、提案時に助成事業課題開始時期を見据えた最適な事業計画を立てていただくこと、また、採択決定後、助成金交付決定等までの間で、あらかじめ可能な準備を実施していただき、交付決定後、速やかに派遣を開始いただくこと、などを考慮して明示するものであり、募集要領の他の記載の取扱いと同じく、助成金交付決定等をお約束するものではありません。この「派遣開始日(採択者への支給開始日)」までに助成金交付決定等するためには、事業計画(事業費や派遣先での受入体制を含む。)の作成や調整について、関係機関等の皆様のご尽力をいただくことが必要となります。AMED においても、プログラムディレクター(PD)等との調整等を速やかに実施し、早期の助成金交付決定等に努めます。

(注 1 2) 採択通知日から 1 年間で派遣開始予定期間として設定されます。派遣開始予定期間内に派遣開始できない場合は、採択や交付決定を取り消す場合があります。

4.2 提案書類の審査方法

4.2.1 審査方法

本事業における課題の採択に当たっては、AMED の「研究開発課題評価に関する規則」に準じて、実施の必要性、目標や計画の妥当性を把握し、予算等の配分の意思決定を行うため、外部の有識者等の中から AMED 理事長が指名する評価委員を評価者とする事前評価(審査)を実施します。課題評価委員会は、定められた評価項目について評価を行い、AMED はこれをもとに採択課題を決定します。

(A) 審査は、AMED に設置した課題評価委員会において、非公開で行います。

(B) 課題評価委員会は、提出された提案書類の内容について書面審査及び必要に応じて面接審査(ヒアリング審査)を行い、審議により評価を行います。なお、審査の過程で申請者に資料等の追加提出を求める場合があります。

(C) 採択に当たっては、審査結果等を踏まえ、申請者に対して、目標や実施計画、実施体制等の修正を求めることや、採択条件を付すことがあります。これらの場合においては、計画等の妥当性について、再度検討を行う可能性があります。なお、採択された場合、ここで修正された目標等がその後の評価の際の評価指標の 1 つとなります。採択課題の進捗管理等については第 9 章を参照してください。

(D) 審査終了後、AMED は申請者に対して、採択可否等について通知します。なお、選考の途中経過についての問い合わせには一切応じられません。

(E) 課題評価委員には、その職務に関して知り得た秘密について、その職を退いた後も含め漏洩や盗用等を禁じることを趣旨とする秘密保持遵守義務が課せられます。

(F) 採択課題の申請者氏名等は、後日、AMED ウェブサイトへの掲載等により公開します。また、評価委員の氏名については、原則として、毎年度 1 回、AMED 全体を一括して公表します。(ウェブサイトへの掲載等の詳細は、第 6 章も参照してください。)

(G) 公正で透明な評価を行う観点から、AMED の「課題評価委員会の委員の利益相反マネジメントの取扱いに関する細則」に基づき、評価委員の利益相反マネジメントを行います。評価委

員が以下に該当する場合は、利益相反マネジメントの対象としてAMEDに対し申告を求め、原則として当該課題の評価に携わらないものとします。なお、評価の科学的妥当性を確保する上で特に必要があり、評価の公正かつ適正な判断が損なわれないと委員長が認めた場合には、課題の評価に参加することがあります。

- ① 被評価者が家族であるとき
- ② 被評価者が大学、国立研究開発法人、国立試験研究機関等の研究機関において同一の学科等又は同一の企業に所属している者であるとき
- ③ 被評価者が課題評価委員会の開催日の属する年度を含む過去3年度以内に緊密な共同研究を行った者であるとき
- ④ 被評価者が博士論文の指導を行い、又は受ける等緊密な師弟関係にある者であるとき
- ⑤ 被評価者から当該委員が、課題評価委員会の開催日の属する年度を含む過去3年度以内に、いずれかの年度において100万円を超える経済的利益を受けているとき
- ⑥ 被評価者と直接的な競合関係にあるとき
- ⑦ その他深刻な利益相反があると認められるとき

(H) 応募しようとする者、応募した者は、AMED 役職員、PD、PS、評価委員に対し、評価及び採択についての働きかけを行わないでください。

4.2.2 審査項目と観点

本事業における課題の採択に当たっては、提案書類について以下の観点に基づいて審査します。

(A) 事業趣旨等との整合性

- ・事業趣旨、目標等に合致しているか

(B) 研究者としての実績・期待

- ・研究職としての経験年数、発表論文、総説、著書、国内・海外学会等での発表、特許出願・取得等からみて十分な実績があるか
- ・優れた研究者となることが十分期待できるか
- ・語学能力（TOEFL79点、TOEIC 730点、英検準1級程度）、国際学会での発表経験、論文執筆、留学経験などがあるか

(C) 計画の妥当性

- ・計画全体の内容と目的は明確であるか
- ・派遣先と事前交渉等が十分なされているか
- ・派遣1年間ごとの計画は具体的なもので、かつ、実現可能であるか

(D) 科学的・技術的な意義及び優位性

- ・独創性、新規性、革新性を有しているか
- ・創薬関連分野の進展に資するものであるか
- ・創薬関連分野の新技术の創出に資するものであるか

(E) 研究実施環境

- ・派遣先は優れた機関か。派遣先で研究する必要性、意義が明確か
- ・共同研究の場合、担当する部分が明らかになっているか

4.3 AMED における課題評価の充実

AMED においては、課題評価委員会を充実し、より適切な課題評価の実施を目指して、専門領域について高度な知見を有する委員の確保、年齢・性別・所属機関等の観点からの委員の多様性への配慮に取り組んでいます。

このため、課題が採択された場合等には、AMED の他事業の評価委員等としてのご協力をお願いすることがあります。

第 5 章 提案書等の作成・提出方法

5.1 提案書類の作成

5.1.1 応募に必要な提案書類

No.	必須/任意	必要な提案書類
1	必須	(様式 1) 申請書
2	必須	(様式 2) 推薦書
3	必須	(様式 3) 受入意思確認書

5.1.2 提案書類様式の入手方法

AMED にて用意している提案書類の様式については AMED ウェブサイトの公募情報からダウンロードしてください。

<https://www.amed.go.jp/koubo/>

5.1.3 提案書類の様式及び作成上の注意

(1) 提案書類の作成

様式への入力に際しては、以下の事項に注意してください。

申請書は、原則として日本語での作成となります。記載漏れなど不備がある場合は、審査対象外となることがあります。

(A) 字数制限や枚数制限を定めている様式については、制限を守ってください。

(B) 入力する文字のサイズは、原則として 10.5 ポイントを用いてください。

(C) 英数字は、原則として半角で入力してください。((例) 郵便番号、電話番号、人数等)

(D) 提案書類は、下中央にページ番号を付与してください。

(E) 提案書類の作成はカラーでも可としますが、白黒コピーをした場合でも内容が理解できるように作成してください。

(2) 助成事業課題の提案に対する機関の承認

申請者が提案書類を提出するに当たっては、実施機関（申請者が所属し、AMED が直接助成金を交付する機関）の了承を取ってください。

(3) 提案内容の調整

助成事業課題の採択に当たっては、予算の制約等の理由から、提案された計画の修正を求められることがあります。また、今後、採択された助成事業課題の実施に当たって、割り当てられる経費・実施期間は、予算の制約等により変わる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

(4) 対象外となる提案について

以下に示す事業課題の提案は本事業の対象外となります。

(A) 単に既製の設備・備品の購入を目的とする提案

(B) 他の経費で措置されるのがふさわしい設備・備品等の調達に必要な経費を、本事業の経費により賄うことを想定している提案

5.2 提案書類の提出方法

提案書類の提出は、受付期間内に e-Rad にてお願いします。なお、応募期間締め切り直前はアクセス集中のため不具合が発生する場合もあるため、期限に余裕を持って提出してください。期間内に提出が完了していない場合は応募を受理しません。また、提出した提案書類を修正するには、受付期間内に「引戻し」操作を行い、修正した後に再度提出する必要があります。（具体的な操作については e-Rad の研究者向け操作マニュアルを参照してください。）なお、受付期間終了後は提出いただいた提案書類の差し替え等には応じられません。

（注 1） e-Rad の利用可能時間帯は、平日、休日ともに 00:00～24:00 となりますが、利用可能時間内であっても保守・点検を行う場合、e-Rad の運用を停止することがありますので、注意してください。なお、e-Rad の運用を停止する場合は、e-Rad ポータルサイトにて事前にお知らせがあります。

（注 2） 提案書類のファイルは、PDF 形式でのみアップロード可能となっています。（e-Rad には、WORD や一太郎ファイルの PDF 変換機能があります。PDF 変換に当たって、これらの機能の使用は必須ではありませんが、使用する場合は、使用方法や注意事項について、必ず研究者向け操作マニュアルを参照してください。外字や特殊文字等を使用した場合、文字化けする可能性がありますので、変換された PDF ファイルの内容を必ず確認してください。

（注 3） 提案書類（様式 1～様式 3）は、PDF ファイルとして 1 ファイルにまとめてアップロードしてください。

（注 4） アップロードできる 1 ファイル当たりの最大容量は 15 MB となります。

5.2.1 e-Rad での提出状況の確認

提案書類の受理確認は、e-Rad の「提出済の研究課題の管理」画面から行うことができます。なお、受付期間終了時点で、「配分機関処理中申請中」又は「受理済」となっていない提案書類は無効となります。また、受付期間終了時までには研究者による応募申請の提出と研究機関事務代表者による承認が行われたにもかかわらず、これらのステータスにならなかった場合は、本事業担当課まで連絡してください。なお、応募期間中に、e-Rad のシステムに不具合があった場合には、e-Rad のログイン後の画面「配分機関・システム管理者からのお知らせ」や、AMED ウェブサイトのトップページに、関係情報が掲載される場合がありますので、その内容を確認してください。

申請状況	申請の種類〔ステータス〕の表示
① 応募申請後	申請の種類〔ステータス〕が「 研究機関処理中申請中 」となります。この表示は研究機関による承認が未済の状態を意味します。（研究者から所属機関に e-Rad で申請した段階では応募は完了していません。所属機関の承認の手続きを必ず行ってください。）なお、機関承認の手続きが難しい状況が生じた場合は本事業担当課にご相談ください。
② 研究機関の承認の手続きが完了後	申請の種類〔ステータス〕が「 配分機関処理中申請中 」となります。
③ 配分機関「AMED」が受理	申請の種類〔ステータス〕が「 受理済 」となります。

5.2.2 e-Rad の使用に当たっての留意事項

（1）研究機関の事前登録

研究者が研究機関を経由して応募する場合、「研究機関」は、原則として応募時までに e-Rad に登録されていることが必要となります。研究機関の登録方法については、e-Rad ポータルサイトを参照してください。

研究機関で 1 名、e-Rad に関する事務代表者を決めていただき、e-Rad ポータルサイトから研究機関登録申請の様式をダウンロードして、郵送で申請を行ってください。登録まで日数を要する場合がありますので、2 週間以上の余裕をもって登録手続きをしてください。

なお、一度登録が完了すれば、他省庁等が所管する制度・事業の応募の際に再度登録する必要はありません。（既に他省庁等が所管する制度・事業で登録済みの場合は再度登録する必要はありません。）

（２）研究者情報の事前登録

応募する「研究者」は研究者情報を登録し、ログイン ID、パスワードを取得することが必要となります。

研究機関に所属している研究者の情報は研究機関が登録します。

なお、過去に科学研究費補助金制度などで登録されていた研究者情報は、既に e-Rad に登録されています。研究者番号等を確認の上、所属情報の追加を行ってください。

5.2.3 e-Rad の操作方法に関する問合せ先

e-Rad の操作方法に関する問合せは、e-Rad ポータルサイトのヘルプデスクにて受け付けます（第 13 章を参照してください）。ポータルサイトのほか、「よくある質問と答え（FAQ）ページ」もよく確認の上、問い合わせてください。なお、ヘルプデスクでは募集要領の内容、審査状況、採否に関する問合せには一切回答できません。

5.3 研究費及び研究奨励金の不合理な重複及び過度の集中の排除

5.3.1 不合理な重複に対する措置

同一の研究者による同一の事業課題に対して、複数の研究費及び研究奨励金が不必要に重ねて配分される状態であって以下のいずれかに該当する場合、本事業において審査対象からの除外、採択の決定の取消し、又は経費の削減（以下「採択の決定の取消し等」という。）を行うことがあります。なお、本事業への応募段階において、他の研究費及び研究奨励金制度等への応募を制限するものではありませんが、他の研究費及び研究奨励金制度等に採択された場合には速やかに AMED の本事業担当課に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。

- (A) 実質的に同一（相当程度重なる場合を含む。以下同じ）の事業課題について、複数の競争的資金制度等に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
- (B) 既に採択され、配分済の研究費及び研究奨励金と実質的に同一の事業課題について、重ねて応募があった場合
- (C) 複数の事業課題の間で、研究奨励金の用途について重複がある場合
- (D) その他これに準ずる場合

5.3.2 不合理な重複・過度の集中排除のための、応募内容に関する情報提供

不合理な重複・過度の集中を排除するために、必要な範囲内で、応募（又は採択課題・事業）内容の一部に関する情報を、e-Rad などを通じて、他府省を含む他の研究費及び研究奨励金制度等の担当に情報提供する場合があります。また、他の研究費及び研究奨励金制度等におけるこれらの確認を行うため求められた際に、同様に情報提供を行う場合があります。

5.3.3 他府省を含む他の研究費及び研究奨励金の応募・受入状況

提案書類に、他府省を含む他の研究費及び研究奨励金の応募・受入状況（制度名、課題名、実施期間、予算額等）を記載していただく場合があります。提案書類に事実と異なる記載をした場合は、事業課題の不採択又は採択取消しとすることがあります。

第 6 章 情報の取扱い

6.1 提案書類等に含まれる情報の取扱い

6.1.1 情報の利用目的

不採択課題を含む提案書類等に含まれる情報は、課題採択のための審査のために利用されます。

なお、申請者及び当該申請者の所属研究機関の権利利益を不当に侵害することがないように、当該情報の利用目的は上記業務に限定し、利用者は上記業務に関係する AMED 役職員に限定します。

また、不採択課題を含む提案書類等に含まれる情報については、AMED 法人文書管理規程に則り適切に管理し、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律、独立行政法人等の保有する個人情報保護に関する法律等を踏まえ、申請者及び当該申請者の所属研究機関の権利利益を不当に侵害することがないように、提案書類等に含まれる情報に関する秘密を厳守します。詳しくは総務省のウェブサイト[※]を参照してください。

※「情報公開制度 > 情報公開制度の紹介」（総務省）

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyoukan/kanri/jyohokokai/shoukai.html

「行政機関・独立行政法人等における個人情報の保護 > 法制度の紹介」（総務省）

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyoukan/kanri/horei_kihon.html

6.1.2 必要な情報公開・情報提供等

- (A) 採択された個々の課題に関する情報（事業名、課題名、申請者の所属研究機関・役職・氏名、派遣先機関名）は、整理・分類し AMED ウェブサイトから公開します。
- (B) e-Rad に登録された情報は、国の資金による研究開発の適切な評価や、効果的・効率的な総合戦略、資源配分方針等の企画立案等に活用されます。
- (C) 不合理な重複・過度の集中を排除するために必要な範囲内で、提案書類等に含まれる一部の情報を、e-Rad などを通じて、他府省等を含む他の研究費及び研究奨励金制度等の担当部門に情報提供（データの電算処理及び管理を外部の民間企業に委託して行わせるための個人情報の提供を含む）する場合があります。また、他の研究費及び研究奨励金制度等におけるこれらの重複応募等の確認を求められた際にも、同様に情報提供を行う場合があります。

第 7 章 採択後交付決定までの留意点

7.1 採択の取消し等について

採択後において、以下の場合においては、採択の取消し等を行うことがあります。

- (A) AMED が指示する提出物の提出期限を守らない場合
- (B) 当該助成事業に参加する研究者について、一定期間申請・参加資格の制限がされた場合
- (C) 不正行為等に関する本調査（AMED の「研究活動における不正行為等への対応に関する規則」に基づく本調査をいう。以下同様。）が開始された場合
- (D) 他の研究費及び研究奨励金制度等との重複採択が確認された場合
- (E) 採択において条件が付与された場合において、最終的にその条件が満たされなかった場合
- (F) 本募集における要件が満たされていなかったことが判明した場合 等

7.2 調査対象者・不正行為認定を受けた研究者の表明保証について

助成事業の実施機関は、助成金交付の決定に当たって、以下の（A）から（C）について表明保証する必要がありますので、留意してください。

- (A) 実施機関において、本事業の採択者（育成対象の研究者）が、国の不正行為等対応ガイドライン^{※1}又は AMED の「研究活動における不正行為等への対応に関する規則」に基づいて、不正行為等を行ったとして研究機関等による認定を受けた者（ただし、研究機関等による認定に基づき、国又は独立行政法人等により、競争的資金等への申請・参加資格の制限を課さないものとされた者及び国又は独立行政法人等により課された競争的資金等への申請・参加資格の制限の期間が終了した者は除く。）ではないこと
- (B) 実施機関において、国の不正行為等対応ガイドライン又は本調査の対象となっている者が助成事業計画書上、当該実施機関に所属する研究者等に含まれる場合には、当該対象者について、交付申請時までに AMED に通知済みであること及び当該対象者の取扱いにつき AMED の了解を得ていること
- (C) 実施機関において、国の不正行為等対応ガイドラインに定められた研究機関の体制整備として研究機関に実施が要請されている各事項につき、遵守し実施していること

※1 この項目における「国の不正行為等対応ガイドライン」とは、国が策定するその他の不正行為等への対応に関する指針及びガイドラインを総称していいます。

7.3 助成金交付の準備について

助成事業課題の採択後、速やかに助成金交付決定が進められるよう、助成事業課題を実施する機関は、以下の（A）～（C）を準備しておく必要があります。なお、交付決定に必要な書類（計画書様式等）については、採択後に別途ご連絡します。

助成事業計画書は、採択時の申請書を基に助成事業課題ごとに各一通作成いただきます。全実施期間の基本計画、採択者の派遣先での研究開発内容、予算計画等を記載してください。（同計画書は、各年度における予算配分の検討や課題進捗管理の基礎資料の一つとなります。）また、助成事業計画書は、各年度の助成金交付の際に、交付ごとに各一通作成いただきます。

- (A) 助成事業計画書の作成
- (B) 事業計画に必要な経費の見積書の取得

(C) 会計規程等の整備

第 8 章 助成金交付の決定等

8.1 助成金交付の決定

8.1.1 助成金交付の条件等

本事業に採択された事業課題については、事業課題を実施する機関と AMED との間で、国の会計年度の原則に従い単年度の助成金の交付を決定することになります。詳細は採択後に AMED からご案内します。

助成金交付を決定するに当たっては、課題評価委員会、PD、PS 等の意見を踏まえ、採択時に付された条件が満たされていない場合、助成の内容（経費の積算を含む。）や方法が双方の合意に至らない場合等には、採択された事業課題であっても助成金を交付しないことがあります。

助成金交付決定後においても、予算の都合等により、やむを得ない事情が生じた場合には、事業計画の見直し又は中止（計画達成による早期終了を含む）等を行うことがあります。

PD、PS、AMED 等が、研究進捗状況等を確認し、年度途中での助成事業計画の見直し等による変更や課題の中止を行うことがあります。

8.1.2 助成金に関する事務処理

AMED が定める「助成金取扱要領」※及び「助成事業事務処理説明書」※に基づき、必要となる事務処理を行ってください。

※ 後日、事業ホームページにて案内します。

8.1.3 年度末までの助成事業期間の確保について

年度末まで助成事業を実施することができるよう、助成事業実績報告書の AMED への提出は、助成事業実施期間の終了日から起算して 61 日以内に行っていただくこととしています。各実施機関は、この対応が、年度末までの事業期間の確保を図ることを目的としていることを踏まえ、実施機関内において必要な体制の整備に努めてください。

8.1.4 助成対象経費の額の確定等について

当該年度の助成事業期間終了後、助成事業計画書に基づいて提出していただく助成事業実績報告書を受けて行う確定検査により、助成対象経費の額の確定を行います。確定検査等において、事業に要する経費の不正使用又は当該業務として認められない経費の執行等が判明した場合は、経費の一部又は全部の返還を求める場合があります。

8.2 助成金の範囲及び支払い等

8.2.1 助成金の範囲

助成金の交付を受けた実施機関は、採択者（育成支援の対象者）に対して、研究奨励金として「現地滞在費」「活動費」「往復航空賃（派遣開始時の派遣先への渡航及び派遣終了日の派遣先からの帰国時に係る旅費）」に相当する経費を、実施機関の規程に基づき支給してください。なお、費目構成については、競争的資金において共通して使用することになっている府省共通経費取扱区分表に基づき、以下のとおり設定しています。詳細は AMED の「助成事業事務処理説明書」※¹を参照してください。

	大項目	定義
直接経費※2※4	旅費※3	採択者（育成支援の対象者）の派遣先への渡航及び派遣先からの帰国に係る旅費、現地滞在費、活動費、渡航雑費※5
一般管理費		助成金に対して一定比率（10%以内）で手当され、一般管理業務に必要な経費として、AMED が支払い、実施機関が使用する経費

※1 <https://www.amed.go.jp/keiri/index.html>

（補助金取扱要領により機構が定める様式及び補助事業事務処理説明書中「本事業」及び「補助金」とあるのは、「助成事業」及び「助成金」と読み替えて準用してください。詳細は、後日、事業ホームページにて案内します。）

※2 本事業では、研究開発費は支給できません。（派遣先での研究に使用する物品、消耗品の購入やその他研究実施に係る経費の支給は一切できません。）

※3 派遣期間中に一時帰国した場合の、一時帰国に係る航空賃及び一時帰国の間の現地滞在費、活動費は支給できません。

※4 他の研究奨励金、給与等同種の資金を、本事業で支給する研究奨励金と重複して支給することはできません（ただし、第2章 2.1 応募資格者（1）（A）～（F）に示す機関に職を持ち、その機関の承認を得て身分を持つ研究者が、所属研究機関から給与を受ける場合等は例外的に認められます。）。派遣期間中に他の資金援助を受けることとなった場合には、速やかに AMED に連絡してください。

※5 渡航雑費として、傷害保険料、パスポート交付手数料（費用負担は、5年用を上限とします。）、査証手数料、発券手数料、予防注射料、国内外の空港使用料等の支給は可能です。

8.2.2 助成対象経費の計上

助成事業に必要な経費を算出し、総額を計上してください。経費の計上及び精算は、原則として AMED「助成事業事務処理説明書」※1の定めによるものとします。なお、手形決済、相殺決済、ファクタリングは認められません。

※1 <https://www.amed.go.jp/keiri/index.html>

8.2.3 助成対象経費の支払い

支払額は、各期とも当該年度における直接経費及び一般管理費の合計額を一括払いとします。

8.2.4 事業期間の延長

事業の進捗において、採択者（育成対象の研究者）の派遣先での研究に際しての事前の調査又は研究方式の決定の困難、計画に関する諸条件、気象の関係、資材の入手難、感染症等要因による派遣先研究機関の一時閉鎖等による一時帰国、その他のやむを得ない事由により、当初計画した実施期間内に事業を完了することが期し難い場合には、AMED の承認を経て、最長 1 年間の延長を認める場合があります。

第 9 章 採択課題の進捗管理

9.1 課題の進捗管理

全ての採択課題について、AMED 等が進捗管理を行います。

また、派遣先での研究実施期間 1 年目終了時・2 年目終了時に助成事業成果報告書（中間）及び 3 年目終了時に助成事業成果報告書（最終）の提出を求めます。詳細は第 10 章を参照してください。

なお、事業計画書等と照らし合わせて、進捗状況により、計画の見直しや中止（早期終了）等を行うことがあります。

9.2 中間評価・事後評価及び終了時の対応等について

本事業では、採択課題のうち、事業等の推進に当たって中間評価が必要とされた場合には、「課題評価委員会」による中間評価が実施されます。また、必要と認める課題については時期を問わず、中間評価を実施することがあります。そのため、評価結果によっては、PD、PS 等の総合的な判断により AMED が中止（早期終了）を行うことがあります。

本事業は、3 年目終了時の助成事業成果報告書（最終）を提出されたことをもって全期間終了となります。

さらに、全ての採択課題について、全期間終了後の適切な時期に（終了直後、終了後 5 年経過時、10 年経過時 等）に就職状況等のアンケートを実施することがあります。なお、アンケート調査実施にあたり、調査書類送付時に使用する最新の連絡先を把握する必要があるため、期間終了後に連絡先の住所・就職先等が変更になった場合は速やかに AMED に届け出てください。また、必要に応じて、課題終了前後の適切な時期に事後評価を、課題終了後一定の時間を経過した後に追跡評価を実施することがあります。

9.3 成果報告会等での発表

本事業の成果報告の一環として、採択者（育成対象の研究者）等に対して、AMED が主催する公開又は非公開の成果報告会等での発表を求めることがあります。また、追跡調査、成果展開調査及び事業普及活動の一環として、必要に応じて課題終了翌年度以降においても発表や寄稿を依頼することがありますので、ご協力をお願いします。

第 10 章 研究開発成果の取扱い

成果の取扱いについては、助成金取扱要領※に基づき、助成事業成果報告に関する事項を遵守することが実施機関に義務付けられています。

※ 準備が出来次第、事業ホームページにて公表します。

10.1 助成事業成果報告書の提出と公表

実施者には、各年の成果を取りまとめた助成事業成果報告書を派遣開始日から起算して 1 年間の終了（2 年目、3 年目も同様）、派遣期間の途中中止・廃止のいずれか早い日から起算して 30 日以内に提出頂きます。期限までに同成果報告書の提出がなされない場合、助成事業が履行されなかったこととなりますので、提出期限は厳守してください。また、同成果報告書の一部について英語での提出を依頼することがありますので、あらかじめ留意してください。

なお、助成事業成果報告書は、第 8 章 8.1.3 で提出を求めている助成事業実績報告書とは別の報告書であり、助成事業実績報告書の提出期限（毎年度の助成事業実施期間の終了日から起算して 61 日以内に提出）とは異なっておりますので注意してください。

また、同成果報告書における一部の項目及び成果の概要を含む一部の項目は、公開情報となります。適切な時期に AMED ウェブサイトにて公開しますので、特許出願前の情報、特許出願中の内容であって未公開の情報、ノウハウ等営業秘密、その他未公開情報については、同成果報告書の様式に沿って非公開対象の箇所に記載してください。

さらに、複数年度にわたる助成事業課題が終了した際の最終的な成果報告書についても、様式に沿って公開対象の箇所に記載された内容を、適切な時期に AMED ウェブサイトにて公開します。

10.2 医療研究者向け知的財産教材

研究機関に帰属した研究開発成果の出願戦略、権利化戦略、活用戦略等を検討する上で参考となる医療研究者向け知的財産教材を AMED ウェブサイト※で公開しています。研究を実施する前に、研究者等が知的財産教材を閲覧することを強く推奨しています。

※ https://www.amed.go.jp/chitekizaisan/chizai_kyouzai.html

第 11 章 本事業を実施する研究機関・研究者の責務等

11.1 法令の遵守

助成事業の実施機関は、本事業の実施に当たり、関係する国の法令等を遵守し、事業を適正かつ効率的に実施するよう努めなければなりません。特に、不正行為^{※1}、不正使用^{※2}及び不正受給^{※3}（以下、これらをあわせて「不正行為等」という。）を防止する措置を講じることが求められます。

※1「不正行為」とは、研究者等により研究活動において行われた、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、投稿論文など発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等（以下「論文等」という。）の捏造（ねつぞう）、改ざん及び盗用をいい、それぞれの用語の意義は、以下に定めるところによります。

ア 捏造：存在しないデータ、研究結果等を作成すること。

イ 改ざん：研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。

ウ 盗用：他の研究者等のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。

※2「不正使用」とは、研究者等による、故意又は重大な過失による、公的研究資金の他の用途への使用又は公的研究資金の交付の決定の内容やこれに付した条件に違反した使用（研究計画その他に記載した目的又は用途、法令・規則・通知・ガイドライン等に違反した研究資金の使用を含むがこれらに限られない）をいいます。

※3「不正受給」とは、研究者等が、偽りその他不正の手段により公的研究資金を受給することをいいます。

* 上記の定義において、「研究者等」とは、公的研究資金による研究活動に従事する研究者、技術者、研究補助者その他研究活動又はそれに付随する事務に従事する者をいいます。

11.2 助成金の執行についての管理責任

助成金は、交付決定に基づき、実施機関に執行していただきます。そのため、実施機関は、実施機関の責任において助成金の管理を行うようお願いいたします。

11.3 研究倫理教育プログラムの履修・修了

不正行為等を未然に防止する取組の一環として、AMED は、本事業に参画する研究者に対して、派遣開始日までに研究倫理教育に関するプログラムの履修・修了を義務付けることとします。そのため、実施機関には、研究者に対する研究倫理教育を実施し、その履修状況を AMED に報告していただきます。また、本事業に参画する研究者は、不正使用・不正受給・不正行為を未然に防止するために研究倫理教育に関するプログラムを派遣開始日までに修了する必要があります。なお、研究倫理教育プログラムの修了がなされない場合には、修了が確認されるまでの期間、助成金の執行を停止等することがありますので、留意してください。

なお、AMED が督促したにもかかわらず当該研究者等が履修義務を果たさない場合は、助成金の全部又は一部の執行停止等を実施機関に指示することがあります。実施機関は、指示に従って助成金の執行を停止し、指示があるまで再開しないでください。

11.3.1 履修対象者・履修プログラム・教材について

実施機関等が、本事業に参画していると判断する研究者については、以下のいずれかのプログラム・教材を履修させてください。

・事例から学ぶ公正な研究活動 ～気づき、学びのためのケースブック～（日本医療研究開発機構）
・研究公正に関するヒヤリ・ハット集（日本医療研究開発機構）
・APRIN e ラーニングプログラム（eAPRIN）
・「科学の健全な発展のために－誠実な科学者の心得－」（日本学術振興会「科学の健全な発展のために」編集委員会）
・実施機関等が上記と内容的に同等と判断したプログラム

11.3.2 履修時期について

履修対象者は、派遣開始までに履修してください。その後も適切に履修してください（過去の履修が有効となる場合があります）。

11.3.3 研究機関等の役割・履修情報の報告について

実施機関等は、自己の機関（再委託先を含む。）に属する履修対象者に、上記のプログラム・教材による研究倫理教育を履修させ、実施機関等が取りまとめの上、履修状況を AMED が指定する様式により AMED（創薬事業部 医薬品研究開発課）に電子ファイルで提出してください（押印は不要です。）。

なお、提出方法は、以下の AMED ウェブサイトの「研究公正」の「研究倫理教育プログラム」のページに掲載されている手順に準じて提出ください。なお、提出先及び提出先メールアドレスは、ウェブサイトに記載のものと異なりますのでご注意ください。

・報告対象者	令和 3 年度募集に採択された本事業における履修対象者
・提出期限	令和 3 年度中の派遣開始日まで
・提出書類	「研究倫理教育プログラム履修状況報告書」 （AMED ウェブサイトより様式をダウンロードしてください。）
・URL	https://www.amed.go.jp/kenkyu_kousei/kyoiku_program.html
・提出先メールアドレス	scholarship_s"AT"amed.go.jp （" AT "の部分を@に変えてください）

11.4 義務・遵守事項への違反の疑いがある場合の報告

11.4.1 採択された研究者の義務・遵守事項への違反の疑いがある場合の報告

本事業の実施機関は、「第 11 章 11.5 採択された研究者の義務・遵守事項等」に掲げる事項に違反の疑いがある場合には、遅滞なく、AMED に報告する義務を負います。

11.4.2 採択された研究者の義務・遵守事項等への違反が認められた場合について

AMED は、本事業において採択された研究者の義務・遵守事項等への違反が認められた場合、実施機関に対し、交付決定を解除し、助成金の全部又は一部の返還を求めます。実施機関には、返還に当たって、返還に係る助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、加算金を支払っていただきます。なお、この加算金は、当該助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、交付額を控除した額）につき年 10.95%の割合で計算した額の範囲内で AMED が定めるものとします。また、次年度以降助成金を交付しないことがあります。

11.5 採択された研究者の義務・遵守事項等

採択された研究者は、次に掲げる事項を遵守してください。

- (A) 採択された研究者は、出産・育児・傷病に係る採択中断の扱いを受ける場合を除き、研究計画に基づいて研究に専念しなければなりません。なお、研究計画、派遣先機関、受入研究者については原則として変更することはできません。研究遂行上の理由によりやむを得ずこれらを変更する必要がある場合（諸事情によりやむを得ず一時帰国や研究の中断が必要となった場合も含む）、その理由を示して事前に AMED の承認を求めなければなりません。
- (B) 採択された研究者は、「第 10 章 10.1 助成事業成果報告書の提出と公表」に基づき、成果を取りまとめた助成事業成果報告書を定められた期限までに提出しなければなりません。
- (C) 派遣期間中、原則として他のフェローシップ、給与等同種の資金援助を当該事業の研究奨励金と重複して受給してはなりません（ただし、第 2 章 2.1 応募資格者（1）（A）～（F）に示す機関に職を持ち、その機関の承認を得て身分を持つ研究者が、所属研究機関から給与を受ける場合等は例外的に認められます。）。派遣期間中に他の資金援助を受けることとなった場合には、速やかに AMED に連絡してください。
- (D) 派遣期間中、派遣先機関の大学・大学院等に学生として入学してはいけません。
- (E) 研究活動における不正行為、不正受給、研究費の不正使用を行ってはいけません。なお、派遣開始日までに研究倫理教育に関するプログラムを履修・修了してください。
- (F) その他、公序良俗に反する行為を行ってはいけません。

上記の義務・遵守事項への不遵守の他、次に掲げる事項のいずれかに該当すると AMED が判断した場合には、助成金の交付を停止し、原則、採択取り消しや採択期間の途中での資格の取り消しの措置を行い、交付済の経費の返還要求を行います。

- (G) 病気等のために研究を継続できないことが明らかな場合
- (H) 研究の進捗状況に著しい問題があり、所期の目標を達成することが不可能又は著しく困難と判断される場合
- (I) 申請書の記載事項に重大な虚偽が発見された場合
- (J) 応募資格を満たしていないことが明らかになった場合
- (K) 研究活動における不正行為、不正受給、研究費の不正使用、又は公序良俗に反する行為を行ったことが明らかになった場合
- (L) AMED に無断で一時帰国や派遣期間短縮等、計画の変更を行った場合
- (M) この要領に記載されている条件に違反し、AMED の指示に従わなかった場合

11.6 その他

11.6.1 採択後の応募資格の変更について

採択後、又は派遣期間中に第2章 2.1 応募資格者（１）（Ａ）～（Ｆ）に示す機関の職を辞した場合、別の職についた場合、又は海外で就職した場合など、採択時の応募資格を満たさなくなった場合には、本事業での研究奨励金の支給は停止します。これらの変更が生じた場合は、AMED に遅滞なく届け出てください。

11.6.2 渡航に当たっての留意事項

- ① AMED は、派遣国に滞在するためのビザ等の申請には一切関わりませんので留意してください。すでに海外に滞在している者は、ビザの延長や切り替えに十分注意し、申請者の責任において、研究計画が遂行できるよう準備・手配してください。
- ② 派遣先機関と雇用契約を結び当該機関から給与の支給を受ける前提でビザを取得する者は、採択されませんので、留意してください。
- ③ 本事業のために派遣先機関と AMED は協定等の締結及び調整等を行いません。
- ④ AMED は、派遣期間中に生じた傷害、疾病等の事故について責任を負いません。

11.6.3 その他の留意事項

- ① 派遣先の変更は原則として認められません。
- ② 課題名、研究計画、受入研究機関、受入研究者等を変更することは、原則として認められません。
- ③ 発明等の知的財産権の帰属について、AMED は関与しません。
- ④ 郵便事情等に起因する問題が生じても、AMED では一切関知しません。

第 12 章 不正行為・不正使用・不正受給への対応

12.1 他の競争的資金制度等で不正行為・不正使用・不正受給が認められた場合について

12.1.1 他の競争的資金制度等で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する制限

本事業以外の国又は独立行政法人等が所掌する、原資の全部又は一部が国費である競争的資金制度等（令和 3 年度以降に新たに公募を開始する制度も含みます。なお、令和 2 年度以前に終了した制度においても対象となります。）において、不正行為等が認められ申請及び参加資格の制限が行われた研究者については、その期間中、本事業への申請及び参加資格を制限します。事業採択後に、当該研究者の本事業への申請又は参加が明らかとなった場合は、当該事業の採択を取り消すこと等があります。また交付決定後に、当該研究者の本事業への参加が明らかとなった場合は、当該交付決定を取り消すこと等があります。

12.1.2 他の競争的資金制度等で不正行為等を行った疑いがある場合について

本事業に参画している研究者が、他の競争的資金制度等で不正行為等を行った疑いがあるとして告発等があった場合、当該研究者の所属機関は、当該不正事案が本調査に入ったことを、AMED に報告する義務があります。当該報告を受けて、AMED は、必要と認める場合には、助成金の使用の一時停止を指示することがありますので、留意してください。

また、当該研究者の所属機関が上記の報告する義務を怠った場合には、交付決定の取り消し等を行う場合があります。

第 13 章 お問合せ先

本募集要領の記載内容について疑問点等が生じた場合には、次表に示す連絡先にお問合せください※¹、※²。また、情報の更新がある場合は AMED ウェブサイトの公募情報※³に掲載しますので、併せて参照してください。

※ 1 お問合せはなるべく電子メールでお願いします（以下アドレス"AT"の部分を変えてください）。

※ 2 電話番号のお掛け間違いに注意してください。電話受付時間は、特記がない場合、平日 10:00～12:00 及び 13:00～17:00 です。

※ 3 <https://www.amed.go.jp/koubo/>

照会内容	連絡先
募集課題、評価、提案書類の記載方法、義務・遵守事項等への違反等	AMED 創薬事業部 医薬品研究開発課 Tel: 03-6870-2219 E-mail: scholarship_s "AT"amed.go.jp
研究倫理教育プログラム	AMED 研究公正・業務推進部 研究公正・法務課 E-mail: kenkyuukousei "AT"amed.go.jp
e-Rad システムの操作方法	e-Rad ポータルサイトヘルプデスク お電話の前に、よくある質問と答え（FAQ）ページにて確認してください： https://www.e-rad.go.jp/contact.html →そのうえで、e-Rad にログインし、操作マニュアルを確認できる状態で： Tel: 0570-066-877（ナビダイヤル）、利用できない場合は 03-6631-0622（直通） 受付時間 9:00～18:00（平日） ※土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）を除く



国立研究開発法人 **日本医療研究開発機構**

創薬事業部 医薬品研究開発課

〒100-0004 東京都千代田区大手町1-7-1 読売新聞ビル 22F

Tel 03-6870-2219 Fax 03-6870-2244

令和2年12月